

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成25年4月4日(2013.4.4)

【公開番号】特開2012-162911(P2012-162911A)

【公開日】平成24年8月30日(2012.8.30)

【年通号数】公開・登録公報2012-034

【出願番号】特願2011-23805(P2011-23805)

【国際特許分類】

*E 02 F 9/08 (2006.01)*

【F I】

*E 02 F 9/08 Z*

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月13日(2013.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

24は左後縦板20の前部上端側に設けられた左側の前上フランジで、該前上フランジ24は、平板状の板材を用いて形成され、その長さ寸法は、図9、図10に示す如く左後縦板20の前部20Aの前端側と左前縦板14の後端側と左、右方向で重合せた重合部分、即ち両者の接合部22を上側から覆う短尺な長さに設定されている。前上フランジ24は、左後縦板20の前端側と左前縦板14の後端側との重合部分(接合部22)の上端を上側から覆った状態で溶接により接合されている。これにより、図10に示すように断面I字形のビーム構造が、センタ底板13、左前縦板14、左後縦板20および前上フランジ24により形成されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

29は左、右の後縦板20、21間に接合して設けられた横板で、該横板29は、下端側がテール底板19の前端部に接合され、左、右方向の両端側が後縦板20、21に接合されることにより、テール底板19と後縦板20、21とを互いに一体化するように連結している。横板29は、後述の後横板30よりも図2に示す寸法L分だけ短尺な平板材を用いて形成されている。横板29の左側端部は、左後縦板20の前部20A側に接合されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

このとき、左後縦板20は、前部20A側と後部20B側とを右後縦板21と平行に前、後方向に延びるように形成し、前、後方向の中間部には、左外側へと寸法L(図2参照)分だけ張出すように折曲げられた折曲げ部20Cを予め形成しておく。また、前部20

Aの上端側には、左前縦板14の後部上端側に向けて突出するように短尺な前上フランジ24を溶接により接合しておく。一方、右後縦板21の上端側には、その全長にわたって延びるように長尺な上フランジ25を溶接により接合し、上フランジ25の前端側も右前縦板15の後部上端側に向けて突出するよう配置する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0070

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0070】

この場合、左前縦板14の後端側と左後縦板20の前端側とを、図9、図10に示す如く左、右方向で互いに重合せた状態で溶接による接合部22を形成することができる。そして、短尺な前上フランジ24を両者の重合せ部分に上側から被せるように接合して設けることにより、断面I字形のビーム構造を形成することができる。このため、左前縦板14の後端側と左後縦板20の前端側との繋ぎ目となる接合部22における曲げ剛性を高めることができ、左後縦板20の板厚を最小限の厚さに抑えることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0073

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0073】

この場合、左後縦板20は、右後縦板21のように全長にわたる上フランジ25を設けていないため、前述の如き旋回フレーム11としての強度を確保する上で、例えば左、右の前縦板14、15よりも厚い板材で形成せざるを得ない。しかし、左後縦板20の上端側には、前述の如き短尺な前上フランジ24とウエイト取付部26を構成する後上フランジ28とを設ける構成としている。